

# レンタルボート 利用規約

## 第1条(レンタル条件と注意事項)

- 1.借用者はボートの規定のレンタル料を、また別途燃料費の負担をすること。
- 2.帰港時間は厳守してください。時間超過の場合は、規定の料金も別途支払うこと。
- 3.取り決め時間内に切り上げたとしても、レンタル料の返却は出来ません。
- 4.操縦者はレンタル対象となるボートの小型船舶操縦士の免許を有する者に限る。  
2級以上の有効な小型船舶免許証を必ずお持ち下さい。お忘れの場合、失効した免許証をお持ちになっても貸し出し出来ません。  
(免許のコピーをとらせてもらいますので必ずお持ちください。)
- 5.操縦者は酒や薬物を飲んではならない。ゴミを海に捨てるのは禁止です。美しい海を守りましょう。
- 6.危険操縦(急発進、急旋回、危険地域、禁漁区への立入、無謀運転)等の禁止、  
また、海上衝突防止法、海上交通安全法などの規則を遵守すること。
- 7.操縦者は他の乗船者の安全を十分確認すること。同乗者の行動も借主の責任です。
- 8.乗船者は全員救命胴衣を必ず着用すること。法令を遵守してください。違反した場合は自己責任です。
- 9.出航前点検と器具備品や計器類の位置や使用方法を確認すること。
- 10.ボートや機関に損傷を与えるような行為は禁止。
- 11.移動中は常に適切な見張りを実施すること。
- 12.海上で停泊し、乗船者が船外に出るときは必ず、エンジン停止すること。  
また、遊泳者が船外にいる場合もエンジンの始動は禁止。
- 13.天候による海の状況変化を予測し、十分安全に配慮すること。
- 14.事故・トラブルが発生した場合には第一に人命救助を行い、柳井ホンダマリーナに連絡し、指示を仰ぐこと。
- 15.連絡用として使用可能な携帯電話を携帯し、出航前に番号を柳井ホンダマリーナに届けること。
- 16.船内での責任は操縦者にあり、乗船者は操縦者の指示に従う。

## 第2条(その他の条件と注意事項)

- 1.健康を害してる場合、例えば、身体的(心筋梗塞、脳梗塞等の可能性が高い)、  
精神的(平常でない精神状態)等の者の操縦禁止。
- 2.団体行動に支障をきたす判断される場合は乗船を禁止。
- 3.未成年者の乗船者または、操縦者の場合は保護者の承諾を必要とする。
- 4.指定された区域外には出ないこと。本協会の指導者の注意事項や指示は必ず遵守すること。
- 5.その他、船内での悪ふざけや、危険な行為は慎むこと。
- 6.天候により、予約をキャンセル場合があります。

## 第3条(操縦者の責任)

- 1.操縦者はボートの運航、停泊時において、全責任を負う。
- 2.借用者の故意又は過失及び、法令、公序良俗に反する行為に伴う損害は借用者の責任とする。
- 3.漁業者の邪魔をしてはいけません。注意を受けた場合は速やかに距離を取って下さい。

## 第4条(損害、損害保険)

- 1.レンタルボートの損害、損害保険に加入していますが、保険でカバーできない範囲が発生した場合は、  
保険を超える部分について、借用者の負担とする。
- 2.レンタル中の船体・備品に損傷を負わせた場合、全て実費でお支払いいただきます。
- 3.他者への損害は全て自己責任です。

同意します

上記内容に

同意しません

↓ ※必ずご記入ください ↓

TEL

住所

名前

印

緊急連絡先  
(TEL)

名前